



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
 事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。
 ※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

子育て・医療・教育支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	2歳未満児を家庭で保育しているとき	家庭保育応援給付金	2歳未満児を家庭で保育している世帯に対し、児童1人当たり月額10,000円を給付。	◆保育所等に入所していない2歳未満児を養育する家庭	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
2	15歳以下のお子さんを養育しているとき	児童手当	15歳以下の児童を養育する家庭に対し、児童の年齢区分に応じて手当を支給。	◆15歳以下の児童を養育する家庭（所得制限あり）	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
3	ひとり親家庭で、18歳以下のお子さんを養育しているとき	児童扶養手当	18歳以下の児童を養育するひとり親家庭に対し、所得区分に応じて手当を支給。	◆18歳以下の児童又は20歳未満の障がい児を養育するひとり親世帯（所得制限あり）	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
4	お子さんを私立幼稚園に就園させているとき	幼稚園就園奨励費補助金（保育料減額）	私立幼稚園の保育料の減免。	◆私立幼稚園に就園させている保護者（所得制限あり）	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
5	お子さんを私立幼稚園に就園させているとき	尾花沢市私立幼稚園子育て支援事業費補助金	18歳以下の第2子にかかる私立幼稚園保育料を半額、第3子以降を無料、同時入所の第2子を無料。	◆私立幼稚園に就園させている保護者（所得制限あり）	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
6	休日にお子さんの保育が必要なお子さんのとき	休日預かり事業	子育て支援センターにおいて、日曜・祝祭日（9：00～16：00）に、一時的に保育を必要とする児童を預かります。（要予約・定員5名）	◆満1歳～満6歳までの未就学児童	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
7	放課後児童クラブを利用するとき	放課後児童クラブ利用料軽減助成金	放課後児童クラブの利用料金の半額を助成。	◆放課後児童クラブを利用している要保護、準要保護世帯、兄弟同時入所世帯	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
8	ひとり親家庭で、生活の安定のため一時的に資金を借りるとき	市母子寡婦福祉たすけあい資金	経済的自立と生活の安定を図るための資金を無利子で貸付。	◆ひとり親家庭	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
9	ひとり親家庭で、一定の資格取得を目指すとき	ひとり親家庭就業支援事業 (高等職業訓練促進給付金等事業)	経済的自立を目的とし、ひとり親家庭等の父又は母が一定の資格(保育士、看護師、介護福祉士等)を取得するための養成訓練を受講する場合に支給。	◆ひとり親家庭	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
10	ひとり親家庭で、指定の就業講座を受講するとき	ひとり親家庭就業支援事業 (自立支援教育訓練給付金等事業)	経済的自立を目的とし、ひとり親家庭等の父又は母が指定の講座(雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等)を受講した場合に支給。	◆ひとり親家庭	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
11	ひとり親家庭で、小・中学校1年就学児童を養育しているとき	尾花沢市ひとり親家庭等就学奨励費補助金	小中学校に入学する児童や生徒を持つひとり親家庭(離別、死別、父または母の重度障害、父母以外の者が養育)に、1人につき1万円を支給。	◆小・中学生1年就学児童を養育する家庭 ※その他の要件あり	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
12	ひとり親等家庭で、お子さんの学習支援を受けたいとき	家庭学習支援事業	ひとり親家庭等の児童・生徒を対象に大学生等のボランティアを派遣し、児童の学習支援並びに進学相談等に応じる。	◆ひとり親家庭及び要保護・準要保護世帯の児童・生徒(主に小学生・中学生)で、塾の未利用等一定の要件を満たす方	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
13	買い物時の商品割引等のサービスを受けたいとき	やまがた子育て応援パスポート (県事業)	協賛店にパスポートを提示することで、商品の割引や買い物ポイントの加算等のサービスを受けることができる。	◆妊婦から、小学6年生までの児童を養育する家庭(子育て支援係窓口にて案内配布)	福祉課 子育て支援係 【内線177・178】
14	お子さんを医療機関に連れて行くとき	子育て支援医療費助成事業	0歳児から高校3年生まで(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。就学されていない方を含む。)が医療機関等を受診した際の自己負担額の助成。 ※ 保険外診療分や入院時の食事療養費は、助成対象外	◆0歳児から高校3年生まで(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。就学されていない方を含む。)	健康増進課 国保医療係 【内線624】
15	お子さんが小さく生まれたとき	未熟児養育医療給付事業	お子さんが小さく生まれた(出生体重2,000g以下)などで、医師が入院を必要と認めた場合に、生まれてから退院するまでの医療費と食事療養費(自己負担分の一部)に助成。 ※ 世帯の所得に応じた自己負担あり	◆1歳未満の乳児	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
16	お子さんがインフルエンザの予防接種を受けるとき	子どものインフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザ予防接種を受ける1歳～中学3年生までの方に接種費用の一部を助成。	◆10月～12月の間にインフルエンザ予防接種を受ける方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
17	出産等による里帰り時にお子さんが定期予防接種を受けるとき	定期予防接種費用助成事業	母親の出産等の理由により、県外の里帰り先で定期予防接種を受ける際の接種費用を助成。 ※ 事前に申請し、接種後に領収書を添えて償還払いの手続きが必要	◆乳幼児定期予防接種対象者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
18	お子さんが定期予防接種を受けるとき	乳幼児定期予防接種費用助成事業	乳幼児が定期予防接種を受ける際の接種費用の全額を助成。 ※ 市外で接種する際には、事前に接種券の交付を受けること	◆乳幼児定期予防接種対象者	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
19	ひとり親家庭で、医療機関等を受診したとき	ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭等の家族（児童・母又は父）が医療機関等を受診した際の自己負担額に対する助成。 ※ 入院時食事療養費を除く	◆所得税非課税世帯のひとり親家庭等 ◆ひとり親家庭の18歳以下の児童とその母又は父（両親のいない18歳以下の児童も含む）	健康増進課 国保医療係 【内線624】
20	小児慢性特定疾病児童で日常生活用具を必要とするとき	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	特殊寝台、特殊マット等を給付。 ※費用の一部負担あり（所得に応じた負担額の軽減あり）	◆市内に居住する小児慢性特定疾病児童	福祉課 社会福祉係 【内線173】
21	妊娠中に保険適用外の妊婦健康診査を受けたいとき	尾花沢市妊婦健康診査助成事業	妊娠中の医療機関で実施される保険適用外の妊婦健康診査に対して一部助成。（上限14回） ※ 上限額あり ※ 母子健康手帳交付の際、受診券を発行	◆健診日に尾花沢市に住所を有する妊婦の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
22	風しんの検査や予防接種を受けたいとき	風しん予防接種に関する費用助成事業	風しんの抗体検査と予防接種の費用助成。	◆24～50歳の妊娠を希望している女性 ◆妊婦の夫、及びその同居家族 ◆過去に2回以上風しんの予防接種の接種歴がない方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
新	風しんの検査や予防接種を受けたいとき	風しんの追加的対策事業	対象となる方にクーポン券を発行し、健診時や医療機関で風しんの抗体検査を無料で受けられるようにする。また、検査の結果、抗体がない場合には予防接種も無料で受けられる。	◆昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性 ※2019年4月～2022年3年までの3年間に限る。	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
23	小中学校に3人以上のお子さんが就学しているとき	尾花沢市小中学校給食費助成金	義務教育期間内にお子さんが3人以上在籍する世帯で、その期間内において3人目以降の学校給食費を全額助成。	◆学校を通じて申請が必要	こども教育課 教育指導室 【内線312】
24	生活保護世帯、準要保護世帯の児童・生徒	子どもの学習支援事業	対象児童・生徒に大学生等のボランティアを派遣し、学習支援並びに進学相談等に応じる。	◆児童・生徒（主に小学生・中学生）で、塾の未利用等一定の要件を満たす方	福祉課 社会福祉係 【内線171】
25	子ども会等で活動するとき	尾花沢市「地域の人材」活用支援事業	PTA活動、子ども会活動で「地域の人材（人材）」を活用し、講座や体験学習等を開催した場合、指導者への謝礼（1人×2千円の商品券）を助成。	◆子どもが関わった事業であること ◆本市在住の講師、団体に依頼すること	社会教育課 中央公民館 業務係 【内線322】
26	子ども達へ伝承活動を行うとき	尾花沢市ふるさと塾形成事業	地域の生活文化や知恵・伝統芸能など、子ども達へ伝承活動を行っている団体への助成。	◆賛同団体として登録されていること（または、登録すること）	社会教育課 生涯学習 スポーツ係 【内線325】

